



住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則をここに公布する。

平成14年7月25日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

○長野県規則第45号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例（平成14年長野県条例第33号。第3条及び第5条において「条例」という。）第11条の規定により、自己の本人確認情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報開示請求書)

第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の37第1項の規定による自己の本人確認情報の開示の請求（次条及び第4条において「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

(本人確認に必要な書類)

第3条 条例第11条第1項に規定する本人確認情報の本人であることを明らかにするために必要な書類で知事が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって開示請求をする者の氏名が記載されているもの及び法定代理人が請求する場合にあっては、戸籍抄本その他法定代理人の資格を証明する書類とする。

- (1) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であって当該開示請求をする者が本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該開示請求をする者が本人確認情報の本人又はその法定代理人であることを確認するため知事が適当と認める書類

(開示の方法)

第4条 本人確認情報の開示は、本人確認情報を用紙に出力したもの（開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を記載した通知書）の交付により行うもの

とする。

(費用)

第5条 条例第11条第4項に規定する知事が定める費用は、本人確認情報を用紙に出力したもの1枚につき10円とする。

(本人確認情報訂正申出書)

第6条 住民基本台帳法第30条の40に規定する本人確認情報の訂正の申出は、本人確認情報訂正申出書(様式第2号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

本人確認情報開示請求書

年 月 日

長野県知事

殿

請求人

住 所

氏 名

[法定代理人が法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名]

電 話 番 号

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。

(法定代理人が請求する場合に記入してください。)

| | |
|---------------------|--|
| 開示請求に係る 本人の住所・氏名 | |
|---------------------|--|

- (注) 1 請求の際には、請求人であることを確認するために必要な書類(運転免許証、旅券、健康保険証など)の提示又はその写しの提出が必要です。
- 2 法定代理人が請求する場合には、1の書類のほか法定代理人の資格を証明する書類(戸籍抄本など)の提示又は提出が必要です。

(様式第2号)(第6条関係)

本人確認情報訂正申出書

年 月 日

長野県知事

殿

申出人

住 所

氏 名

〔法定代理人が法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

年 月 日付けで開示を受けた本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり訂正を申し出ます。

| | |
|-----------|--|
| 訂 正 の 内 容 | |
|-----------|--|

(注) 申出の際には、本人確認情報を用紙に出力したもの(開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を記載した通知書)の提示又はその写しの提出が必要です。

市 町 村 課

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月25日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第9号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「学士の学位を有すること」を「最終学校の卒業若しくは修了証明書」に、「第70条第1項の規定により、大学の専攻科若しくは大学院への入学に関し大学」を「第69条に規定する大学入学に関し高等学校」に、「ことの」を「者であることの」に改め、同項第3号中「知識」を「知識経験」に改める。

第8条中「第65条の9」を「第65条の8」に改める。

第10条中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第14条及び第15条を削り、第16条中「認定講習を」を「法第6条別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定する講習を」に改め、「(以下「受講希望者」という。)」及び「。以下「受講申込書」という。」を削り、同条を第14条とする。

第17条を第15条とする。

別表第1中「(昭和22年文部省令第11号)」を削る。

様式第3号中「、第4号、第5号及び第6号」を「から第7号まで」に改める。

様式第15号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。

高校教育課